

本答申は、霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第14条の規定により公表する
ものです。

霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申第1号
令和5年10月16日

答 申

令和5年3月13日付け総第216号で諮問された件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

霧島市長(以下「処分庁」という。)が令和4年9月9日付け生福第179号により通知した「保有個人情報一部開示決定」(以下「本件処分1」という。)において、「㊸ 死亡診断書」に記載された医師の氏名を不開示としたことは妥当ではなく、開示すべきであるが、その他の文書を一部開示としたことは妥当である。

また、処分庁が令和4年9月9日付け生福第178号により通知した「保有個人情報全部開示決定」(以下「本件処分2」という。)及び同生福第180号により通知した「保有個人情報不開示決定」(以下「本件処分3」という。)については、いずれに関しても妥当である。

なお、本結論は、審査請求人が不服を申し立てた公文書を対象としたものであり、本件処分1、本件処分2又は本件処分3のいずれかにおいて対象となった公文書の全てを扱ったものではないことを申し添える。

第2 経緯

第1に至るまでの経緯は、次に示すとおりである。

日 付	内 容
令和4年8月19日	審査請求人が処分庁に対し「保有個人情報開示請求書」を提出する。
同年9月9日	処分庁が審査請求人に対し本件処分1、本件処分2及び本件処分3を行う。
同年12月14日	審査請求人が処分庁に対し「審査請求書」を提出する。
令和5年1月26日	処分庁が審査庁に対し「弁明書」(生福第338号)を提出する。
同年2月27日	審査請求人が審査庁に対し「反論書」を提出する。

日付	内容
同年3月13日	審査庁が審査会に対し「個人情報保護審査諮問書」（総第216号）を提出する。
同年4月18日	令和5年度第1回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
同年7月7日	令和5年度第2回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
同年9月29日	令和5年度第3回霧島市情報公開・個人情報保護審査会

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求は、霧島市個人情報保護条例(平成17年霧島市条例第11号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定に基づく令和4年8月19日付けの保有個人情報開示請求書(以下「本件開示請求書」という。)に対して、処分庁が行った本件処分1、本件処分2及び本件処分3のうち、以下の対象文書の開示請求に係る処分を取り消し、全部を開示するよう求めるものである。(以下の対象文書頭書番号は、本件開示請求書別紙における番号である。)

- ⑥ 調査依頼書(第29-1号様式及び第29-2号様式)
- ⑦ 生活保護決定通知書(第19号様式)
- ⑧ 面接記録表(第1号様式)
- ⑨ 保護台帳(第2号様式)
- ⑩ ケース記録表(第4号様式)
- ⑫ 保護金品支給台帳(第5号様式)
- ⑭ ケース番号索引簿(第7号様式)
- ⑮ ケース番号登載簿(第8号様式)
- ⑯ 医療券交付処理簿(第9号様式)
- ㉒ 葬祭扶助申請書(第13号様式)
- ㉓ 死亡診断書

第4 審査請求人及び処分庁による主張の内容

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求書(令和4年12月14日付け)の要旨
別紙1のとおり。
- (2) 反論書(令和5年2月27日付け)の要旨
別紙2のとおり。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 弁明書(令和5年1月26日付け)の要旨
別紙3のとおり。

第5 諮問実施機関から提出された意見書（令和5年6月2日付け）の要旨

別紙4のとおり。

第6 審査請求人から提出された「意見書等について」（2023年6月3日付け）の要旨

別紙5のとおり。

第7 審査会の判断

1 本件開示請求書の有効性について

審査請求人は、反論書において、本件開示請求書は、「偽造文書である」ことから「無効である」との主張を行っている。

しかし、当審査会は、保有個人情報開示請求に対する開示決定等について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立てが行われたときに、実施機関による諮問に応じ、中立的な立場から調査審議を行う附属機関であるため、本件開示請求書の「有効・無効」に関する審査を行うことができないことから、審査請求人に対し、本件開示請求書が「無効である」旨を主張するのであれば、本件審査請求を取り下げた上で、再度、保有個人情報開示請求を行う必要があり、一方で、本件開示請求書を「有効である」ものとして取り扱うのであれば、このまま本件審査請求に関する審査を続けていくことになることを伝えた上で、本件開示請求書の「有効・無効」に関する意見書の提出を求めたところ、審査請求人から「意見書等について」という文書の提出を受けた。当該文書には、本件開示請求書の「有効・無効」に関する意見が記載されていないが、審査請求人から本件開示請求書に係る取下書の提出がないことから、明確に取下げの意思を示していないものと判断し、よって、当審査会では、本件開示請求書を有効なものとして取り扱い、審査を行った。

2 本件開示請求書による対象となった「原本」について

審査請求人は、処分庁が本件開示請求書の対象となった公文書の「原本」を保有していないことが違法であるとの主張も行っているが、当審査会は、保有個人情報開示請求書の対象となった公文書に対して処分庁が行った処分が妥当であったかどうかを審査するものであることから、当審査会では、このような主張に対する判断は行わない。

3 本件処分1の妥当性について

(1) 開示すべき部分について

処分庁は、「㊸ 死亡診断書」について、当該文書の医師の氏名が記載された部分が、条例第17条第2号の「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名…により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」

に該当することから、当該部分を不開示として、本件処分1を行っている。

しかしながら、「死亡診断書」に記載されている医師の氏名は、慣行として、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるものと認められることから、当該部分は、条例第17条第2号アの「…慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当し、開示すべきである。

(2) その他の文書について

本件処分1に対する審査請求のうち、次の表の「開示することとした公文書」に係る「不開示部分」については、慣行として、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるものとは認められず、当該部分は、条例第17条第2号アに該当しない。

また、当該部分は、条例第17条第2号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び同号ウの「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」にも該当しない。

したがって、当該部分については、不開示とすることが妥当である。

なお、「⑩ 医療券交付処理簿（第9号様式）」については、処分庁が当該公文書を作成しておらず、生活保護システムからも出力することができないため、これに準じるものとして「医療要否意見書」を一部開示としているが、本来であれば、不開示決定を行った上で、情報提供のような形により「医療要否意見書」の提供をすべきであったことを指摘しておきたい。

本件開示請求書の別紙における番号	本件開示請求書の別紙における公文書名	開示することとした公文書	不開示部分
⑥	調査依頼書（第29-1号様式及び第29-2号様式）	・ 預貯金・生命調査依頼結果一覧 ・ 回答書類（様式以外を含む）	第三者の氏名が記載されている部分
⑨	保護台帳（第2号様式）	同左	宅地の所有者氏名及び開示請求者以外の者の住所が記載されている部分
⑪	ケース記録票（第4号様式）	同左	開示請求者以外の者の居住地及び親族を除く第三者の氏名が記載されている部分

本件開示請求書の別紙における番号	本件開示請求書の別紙における公文書名	開示することとした公文書	不開示部分
⑩	医療券交付処理簿（第9号様式）	医療要否意見書	担当医師の氏名が記載されている部分
⑫	葬祭扶助申請書（第13号様式）	同左	民生委員の住所が記載されている部分

4 本件処分2の妥当性について

本件処分2において、以下の公文書を全部開示することとしたことは妥当である。

本件開示請求書の別紙における番号	本件開示請求書の別紙における公文書名	開示することとした公文書
⑦	生活保護決定通知書（第19号様式）	同左
⑫	保護金品支給台帳（第5号様式）	同左
⑭	ケース番号索引簿（第7号様式）	被保護世帯名簿
⑮	ケース番号登載簿（第8号様式）	被保護世帯名簿

5 本件処分3の妥当性について

本件処分3において、不開示となった「⑧ 面接記録票（第1号様式）」について、その存否に関し当審査会において調査を行ったところ、当該公文書は存在しないことが認められた。

したがって、当該公文書を不開示としたことは妥当である。

6 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

○ 霧島市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	山本 敬生	鹿児島県立短期大学准教授
委員	稲留 隆	司法書士
委員	久留須 由紀	司法書士
委員	福田 英人	司法書士
委員	末吉 隆之	弁護士